

早いもので、2014年も残り2カ月となりました。  
 皆様お元気にお過ごしでしょうか？  
 今回は、社会的・経済的要因から改めて見直されている  
 二世帯住宅についてのご提案です。

## お互いを尊重しながら、かしこく協力しあって、心地よく安心して暮らしたい

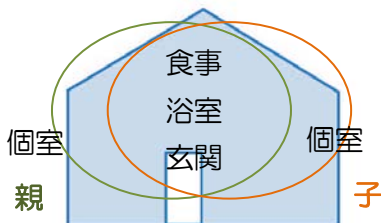
二世帯同居のマイナスイメージ、「気苦労・気兼ね」はもう過去のもの。現代では、「程よい距離感」「お互いの生活のサポート」といういいとこどりの同居生活が可能となりました。多様化する生活スタイルによって、それぞれのご家族の理想とするカタチがあります。事前によく話し合っ、お互いの生活を尊重した**住宅設計**が大切です。

## 二世帯のプランニングの基本

大きく分けて「完全共有」「部分分離」「完全分離」の3タイプがあります。ぴったりのタイプで理想の二世帯に。

### 完全共有

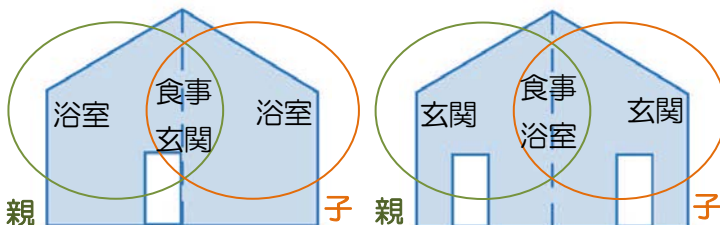
個室以外の基本的な生活空間を共有。  
 (トイレは2か所設置したいですね。)  
 建築費用・規模がスリムなのが特徴です。



プライバシー確保がポイント！

### 部分分離

適度にプライバシーや独立性が保てる幅広いプラン。  
 いい距離感を確保しつつ、経済的メリットも生まれる。

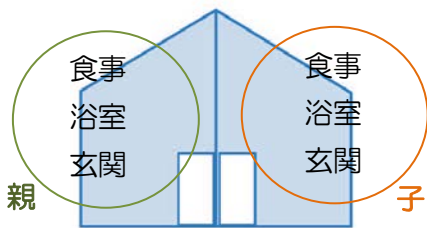


キッチン共有プラン

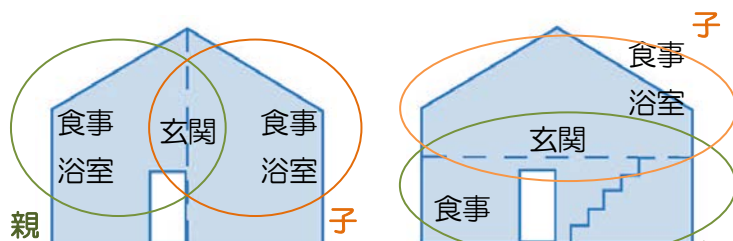
玄関別プラン

### 完全分離

ライフスタイル・生活時間帯が違う二世帯に  
 おすすめ。一緒に暮らす安心感がありながら  
 プライバシーが保てる。



交流や協力のための世帯間の行き来が  
 家づくりに重要です！



水回り別プラン

上下階別プラン

玄関・水回り、どこを共有にするか、気持ちよく暮らせる  
 計画をしましょう。プランは多彩です！

## 相続税対策となりうる二世帯住宅

小規模宅地等の特別  
 対象になりました！

二世帯住宅には相続税の減額措置の適用が受けられます。平成25年度税制改革で、さらに使いやすくなりました。注目ポイントは、二世帯住宅についての要件が緩和された事です。二世帯住宅でも、これまで建物内で行き来できない場合や、玄関が別になる完全分離型の二世帯住宅は、同居とみなされず「小規模宅地等の特例」を利用できなかったケースがありました。この改正で、平成26年1月から特例の利用が可能となりました。

※小規模宅地等の特例：宅地等の評価額が8割減額される制度です。

～ お気軽にお問い合わせください ～

一級建築士事務所 n 設計工房 株式会社 西村工務店

〒657-0823 神戸市灘区天城通1-5-20 TEL 078-801-6728 E-mail info@n-nisimura.co.jp

～ 人にやさしい住まいを考える ～